

様式第 1 号（第 7 条関係）

リモートワーク実践者スタートアップ支援金申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）佐久市長

リモートワーク実践者スタートアップ支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請に当たっては、下記事項について、確認、誓約及び同意します。

確認事項

- 佐久市U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱（令和 2 年佐久市告示第 7 0 号）第 4 条に規定する移住支援金の交付を受けていません。
- 【中学生以下の子の加算を申請する場合】佐久市移住促進住宅取得費等補助金交付要綱（令和 2 年佐久市告示第 5 3 号）第 4 条第 2 項第 1 号に規定する補助金の交付を受けていません。
- 上記のほか、本支援金と趣旨を同じくする国、県又は市の他の制度の補助金等の交付を受けていません。

誓約事項

- 【申請区分 1 「移住」の場合】当該支援金の交付を受けた日から 3 年以内に本市から転出しません。
- 【申請区分 2 「二地域居住」の場合】令和 2 年 1 1 月 1 日以降に初めて長野県外と本市での二地域居住を開始し、当該支援金の交付を受けた日から 3 年を超えて本市に居住し続けます。このことを遵守していることを証明するため、年に一度、居住実態を証明する資料を市に提出することを誓約します。
- 上記の確認事項及び誓約事項に違反し、又は事実と相違することがあったときは、佐久市の指示に従い、交付を受けた支援金の全部又は一部を直ちに返還します。

同意事項

- 【申請区分 1 「移住」の場合】上記の誓約事項が遵守されているか確認するために、担当職員が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。

1 申請区分

<input type="checkbox"/> 移住 ※1	<input type="checkbox"/> 二地域居住 ※2
--------------------------------	-----------------------------------

※ 1 本市に転入し、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本市に置くことをいう。

※ 2 本市で住宅を賃借、新築、又は購入等をし、当該住宅での居住実態があり、かつ、住民基本台帳法の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されていないことをいう。

2 申請者情報

①	氏名	
②	生年月日	
③	電話番号	
④	現住所（住民登録地）	
⑤	④が佐久市内の場合、直前の住所	
⑥	④が佐久市外の場合、佐久市内の住居の住所	
⑦	主にリモートワークを実施している場所	
⑧	移住又は二地域居住を開始した日 ※3、4	

※3 移住を開始した日とは、本市の住民基本台帳に記録された日のことをいう。

※4 二地域居住を開始した日とは、本市の住居の引渡しを受けた日のことをいう。

3 申請する支援金の種類

	支援金の種類	申請額
<input type="checkbox"/>	リモートワーク支度金（一律5万円）	万円
<input type="checkbox"/>	新佐久市民応援金 ※移住のみ（一律10万円）	万円
<input type="checkbox"/>	中学生以下の子の加算 ※移住のみ（一人につき10万円）	万円 (該当する子 人)
	合計	万円

4 被用者・個人事業主の区分

<input type="checkbox"/>	被用者	<input type="checkbox"/>	個人事業主
--------------------------	-----	--------------------------	-------

5 【被用者の場合】勤務先の人事担当者の証明

私は、申請者が「2 申請者情報」のとおり、リモートワーク※5を実施していることを証明します。		
勤務先名称	部署名	
電話番号	担当者氏名	⑩

※5 情報通信技術を利用して事業場、事務所、営業所等以外の場所（個人事業主の開業場所が本人の住居の場合にあっては、当該住居を含む。）において勤務等をするをいう。

6 添付書類

【リモートワーク支度金の場合】

- 個人事業主の場合は、リモートワーク申告書兼誓約書（様式第2号）及び確定申告書等の写し
- 個人事業主であって、リモートワークを実施する場所と本市での住所地とが異なる場合は、リモートワークを実施する場所を証明する資料
- 移住の場合は、交付を受けようとする交付対象者の本市の住民票
- 二地域居住の場合は、現住所の住民票及び本市での居住実態が分かる書類
- 交付を受けようとする交付対象者の市町村民税の滞納がないことを証明できるもの
- その他市長が特に必要と認める書類

【新佐久市民応援金の場合】

- 交付を受けようとする交付対象者の本市の住民票（同時にリモートワーク支度金の申請をする場合は、不要。）
- 中学生以下の子の加算を受ける場合は、該当する子の住民票